

法律第11号「癩<sup>らい</sup>予防ニ関スル件」(1907年)の位置づけ

中川未来 (愛媛大学法文学部准教授)

**Positioning of Act No. 11- “Matters concerning the prevention of leprosy” of 1907  
Mirai NAKAGAWA, Associate Professor, Faculty of Law and Letters, Ehime University**

This paper examines the relationship between “leprosy prevention” and public security legislation in the context of the public authority’s control of the movement of residents, which had been oriented since the 1870s, focusing on the fact that the 1907 Act on leprosy prevention mainly dealt with patients who “wandered about.”

The Act of 1907 was the first law targeting lepers in modern Japan. The period between the Sino-Japanese War and the Russo-Japanese War, when public authorities became aware of the need to deal with leprosy, coincided with the emergence of social problems as capitalism took root, and the Ministry of the Interior focused its efforts on formulating security legislation that culminated in the Security Police Act (1900).

One focus of the debate over security legislation was the treatment of “roving vagabonds.” The Home Office was also considering restrictions on residence as a precautionary measure, to eliminate “public annoyances” and reduce the burden of “public aid.” During the legislative process, the response to “loitering vagrancy” was separated from the security legislation and left to administrative punishment, but in operation it retained a strong ‘induced sensitization’ character and allowed for a great deal of discretionary power in the field.

In the legislative process aimed at leprosy prevention, which was carried out at the same time as the development of the security legislation, “wandering leprosy patients” were regarded as a problem, and an attempt was made for the first time to ascertain the number of patients nationwide. The 1907 Act was a radical expression of the social consciousness of the “wandering vagrant” in the 1900s. As a result of the legislation, new discrimination was created against Shikoku pilgrims, who included “vagrant criminals” whom the police should “induce and sensitize”, and “wandering pilgrims” whom they should “rescue.”

## はじめに—「徘徊浮浪」へのまなざし

明治40年法律第11号「癩<sup>らい</sup>予防ニ関スル件」(1907年3月19日公布、翌年4月1日施行。以下、1907年法)は、近代日本で初めてハンセン病患者を対象とした立法である<sup>(1)</sup>。当然ながら同法の歴史的な性格は、ハンセン病患者に対する国家と社会の側からの人権侵害を焦点に論じられてきた。一方で、公権力が「癩」対応の必要性を意識した日清・日露戦間期は、資本主義の離陸に伴い社会問題が顕在化し、治安警察法(1900年)に結実する治安立法の策定に内務省警保局が力を注いだ時期とも重なっていた。

1907年法の性格をめぐっては、1931年4月2日に公布された癩<sup>らい</sup>予防法(以下、1931年法)で確立する強制隔離政策との関係を軸に、1931年法との①連続性を重視する見解と、②質的差異に着目する見解という相対立する2つの研究動向が存在する。まず①の理解では、1907年法の制定は改正条約実施準備の一環であり、そこには日露戦勝による一等国意識、また外国からの視線が意識されていたという。また同法の制定過程にはその後の隔離政策の主唱者たる医師・光田健輔が深く関与しており、立法意図には当初から強制隔離が含有されていたと評価される。そして実際の運用では財政的理由から収容対象が放浪する患者のみに限定されたものの、放浪する患者にとって収容は事実上の強制であることには変わりなく、1907年法を大きな画期として1931年法に至る強制隔離の道筋が付けられたと論じられている<sup>(2)</sup>。

なお①は現在の厚生労働行政も一部採用している見解である。例えば愛媛県保健福祉部健康増進課による1907年法の解説は、「国の財政上の理由もあり、療養の途がなく救護者のない者のみが対象とされた。ハンセン病が文明国として不名誉であり恥辱であるとする国辱論の影響を強く受けたものであると同時に浮浪患者の救済法としての性格も持っていた」となっている<sup>(3)</sup>。

一方で1931年法への歴史過程を単線的なものではなく段階的なものとして理解する②によると、①が重視

する「癩予防法案」(山根正次提出、1906年)——光田健輔の影響を受け患者の隔離を主眼とする——と、政府が作成した1907年法の間には直接的な関係がないという。1907年法制定の動機は「浮浪」患者対応の急務という意識にあったのであり、対象の限定は財政的理由によるものではなく、改正条約実施準備という言説も法整備が急務であることを正当化するために持ち出されたものと評価される。<sup>(4)</sup>

本稿では②の見解に学びつつ、1907年法の性格を公権力による住民の身体管理の一環という視角から検証したい。そもそも同法の制定に前後する時期に帝国議会で議論された法律案や建議案等を確認すると、次のように「癩病患者」と「乞食」を一定の居所と職業を有さず「徘徊浮浪」する存在として同一の範疇で把握し、管理しようとした事例が見出される。改正条約の発効(1899年7月17日)を間近に控えた同年3月2日、第13議会衆議院に提出された「癩病患者及乞食取締ニ関スル質問」である。同質問の提出者の一人・根元正(憲政党)は翌3日、当時政府が策定を急いでいた治安立法案(警察命令及行政執行法案)に言及しつつ、「癩病患者」と「乞食」の「取締」を要求している。<sup>(5)</sup>

一昨年欧洲伯林ニ於テ、大医ノ集会ニ於テ、此癩病ト云フモノハ、伝染病ニ相違ナイト云フコトヲ決議シテアリマス。ソレ故ニ我帝国ニ於テモ、是マデノ通ノ有様ニ取締シテ置カザルト云フコトハ、実ニ危険千萬ナ訳デアリマス。却ッテ此癩病ト云フモノハ、虎列刺デアルトカ、或ハ瘡瘡デアルトカ云フヨリハ、今一層危険ナル病デアリマス。〔中略〕三府五港ニ於テ、乞食ノ取締ガナイト云フコトモ、亦実ニ国家ノ体面上今日許スベカラザルコトデアルト思ヒマス。

なぜ内地雑居の実施を目前にして、「癩病患者」と「乞食」が同時に「国家ノ体面」に関わる社会の恥部として議論の対象になったのか。それは何よりも、両者が一定の居所を有さず「徘徊浮浪」する 경우가多く、必然的に他者の目に触れやすいと判断されたからである。問題の焦点は、「癩病患者」の治療や「乞食」の救恤ではなく「徘徊浮浪」への対処如何なのである。そのため、根本質問に対する政府答弁書(内務大臣・西郷従道)は、「癩病ハ伝染性疾患ニシテ夙ニ其取締ノ必要性ヲ認タルモ」未着手であり、「乞食ニ関シテハ取締法有之ト雖、猶効果ノ完全ヲ期センカタメ」方法を考究中と、「取締」不備の釈明に終始した。<sup>(6)</sup>

奇しくも根本の質問演説と同日に審議の始まった警察命令及行政執行法案の理由書において内務省警保局は、「公共ノ安寧秩序ヲ保持」すべく、時として警察が「個人ノ自由ヲ制限」する必要性を強調している。実際に同案第1条第2項は、性病対策を念頭に「衛生風俗ノ取締ノ為居住ヲ制限シ又ハ健康診察ヲ為スコト」と、売春女性の居住制限に踏み込んでいた。<sup>(7)</sup>そして、以下で述べるように「公共ノ安寧秩序」保持のために「個人ノ自由」を制限することができるという行政警察の論理は、1900年前後の治安立法の模索過程で確実に「乞食」をはじめとする「徘徊浮浪」する人びとも射程に捉えていたのである。

1907年法と周辺法制との関係については、同法を第一次大隈内閣期に挫折した包括的な救貧法制の機能を代替する伝染病予防法、北海道旧土人保護法、行旅病人及行旅死亡人取扱法、精神病患者監護法といった一連の立法のなかに位置付ける見解があり、また1907年法と1931年法の運用に際しては行旅病人及行旅死亡人取扱法との援用関係も指摘されている。<sup>(8)</sup>そこで以下では、1907年法が「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」(第3条)<sup>(9)</sup>、すなわち「浮浪患者」への対応を主眼とした点に着目し、同法を1870年代より模索されてきた公権力による住民の身体管理の一環として、周辺法制とりわけ治安立法の動きとともに包括的に捉えることで、ハンセン病患者と四国遍路に対する社会のまなざしとその性格を検討する。

### 1. 住民の移動を管理する法体系

維新政権期から日露戦後経営期に至る間に、近代日本国家の公権力が領域内の住民移動を管理しようとした動向を法体系に即して整理すると、表に示すように4期に区分しうる。<sup>(10)</sup>

太政官布告第560号(復籍規則1870年)の成立を画期とする第1期は、移動する人の身体そのものを対象として「脱籍無産之輩」を取締り、本籍

【表】住民移動を管理する法体系の時期区分(1870~1908年)

第1期	復籍規則体制の成立・展開期	1870~1876
第2期	同体制の解体に伴う弛緩期	1877~1881
第3期	旧刑法の施行による再編期	1882~1898
第4期	新刑法を中心とする法体系の確立期	1899~1908

地に送付もしくは救護、授産するという一連の行政措置が成立、展開した時期である。復籍規則(1871年に戸籍法制定に連動し全面改定)と周辺法制のもとで、「脱籍無産之輩」は発見次第原則として本籍地へ通送され、その費用は当人に支弁能力が無い場合は(すなわち多くの場合は)地方負担とされた。「本籍ヲ脱シテ逃亡スル者」は刑法罪の対象となり(新律綱領1870年)、半年毎の搜索が義務づけられた。さらに「脱籍無産之輩」と「行旅病人」の本籍地送付方法は宿村送りとして一本化され(行旅病人取扱規則1871年)、また「脱籍無産復籍シカタキ者」については監獄への収容と授産措置が規定された(監獄則1872年)。

しかし復籍規則体制に基づく住民の移動管理の運用にあたっては、当初から通送事務の煩雑さと地方の費用負担が問題化していた。そのため第2期に西南戦争(1877年)を鎮定し政権基盤を確立した政府は、不平士族の消滅を受け、「市井無産ノ徒」を対象とする搜索や通送は「徒労徒費」であり「官民ノ間多少ノ煩累ヲ生シ人民ノ疾苦ヲ来スヲ免レス」<sup>11)</sup>として同体制の解体・再編を目指すことになった。まず1877年中に「脱籍逃亡」が刑法罪から除外され、「脱籍無産之輩」の本籍地送付も原則として廃止された。翌年には「追々警察法周密被相行候ニ付テハ最早別ニ該条ノ御施行ナキモ何等差支ノ儀之ナキノミナラス、随テ官民ノ煩累相省ケ候事ニ付」<sup>12)</sup>として、警察網の整備を理由に「逃亡失踪之者」の定期搜索も廃止される。さらに1881年には監獄則の改訂により「脱籍無産之輩」の収容と授産も廃止された。

これらの措置の背景としては、取締りの主体と対象の見直しを指摘できる。松方財政による行財政整理の過程で、取締り主体が従来の一般行政から警察へと大きく転回し、また行為主体を対象とする統制から行為結果の処理へと移行したのである。第3期を区分する指標は旧刑法(1880年、施行1882年)第4編「違警罪」第425条であり、そこでは「定リタル住所ナク平常営生ノ産業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者」が行政処分の対象として規定された。そして経済的困窮に基因する住民の移動への規制は、行旅死亡人取扱規則(1882年)に基づく「行き倒れ」処理へと移行するのである。

さらに日露戦争に前後する第4期には社会の資本主義化に伴う諸課題が意識され、行旅病人・行旅死亡人対策とハンセン病対策、そして初期社会主義対応としての治安立法が連動して体系化されることになる。核となる法制は、行旅病人及行旅死亡人取扱法(1899年)、治安警察法(1900年)、刑法(新刑法1907年、施行1908年)、そして1907年法である。とりわけ後述するように新刑法の制定に伴い従来の違警罪が廃止され、代わって警察犯処罰令(1908年)により「一定ノ住居又ハ生業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者」「乞丐ヲ為シ又ハ為サシメタル者」「自己占有ノ場所内ニ老幼、不具又ハ疾病ノ爲扶助ヲ要スル者若ハ人ノ死屍、死胎アルコトヲ知りテ速ニ警察官吏ニ申告セサル者」「出入ヲ禁止シタル場所ニ濫ニ出入シタル者」<sup>13)</sup>に対する警察の関与が強まった点は重要である。

このように近代日本国家の公権力は、維新政権期より一貫して移動する人の管理を志向していたが、管理・取締りの対象は行政コストの削減により、移動する行為の主体そのものから行為結果としての「行き倒れ」へと重点が移り、併行して管理・取締りの主体も一般行政から行政警察へと変化していった。ここでは、「行き倒れ」状況の発生を未然に防ぎ、一般行政と地域社会の負担を軽減するためにも、「徘徊浮浪」をめぐる行政警察活動が重要となっていくだろう。

## 2. 治安立法における「徘徊浮浪」対応

『警務要書』(1885年)は警察実務の手引き書として内務省警保局により作成された。同書第四編「風俗警察」<sup>14)</sup>では、「乞丐及浮浪」への対応方針が「乞丐浮浪ハ風儀ヲ害シ秩序ヲ紊ルノ恐アレハ、常ニ之カ視察ヲ厳ニスヘシ」(第10章第1項)と示されている。四国遍路との関係では、「視察」対象地として「乞丐ノ徒ハ多クハ社寺墓地又ハ明家等ニ起居スルモノナレハ」(同章第5項)と社寺が明記されている点が重要である。しかし上述の第3期にあたる当時、虞犯者として警察署に連行しうるのは、あからさまな強請行為や分不相応な金品また兇器の所持が認められた場合のみであり(同章第2、4、7項)、その場合の行政処分も3日以上10日以下の拘留または1円以上1円95銭以下の科料<sup>15)</sup>に留まっていた。

取締りに際しての根拠法令は刑法の違警罪(第425条)となるが、道府県毎に制定された違警罪の施行令である違警罪条目を愛媛県のそれで確認しても、「乞食」への給食禁止が規定されるのみである<sup>16)</sup>。復籍規則体制の解体により、第3期には遍路の身体拘束や県外放逐など実力行使を正当化する法的根拠は薄弱であった。一方で、「風儀」「秩序」の維持を図るべく、「乞丐浮浪」対応は一貫して必要視されるのであり、「乞丐

浮浪」の存在を問題視する警保局の姿勢は、以降の治安立法の過程に影響していく。

第3期以降の主な治安立法の動向を確認すると、<sup>17)</sup>まず第9議会(1895~96年)では警保局が立案した包括的な治安警察法案は否決され、第10議会(1896~97年)では法案を取締り機能毎に分解し個別に提出するが同様に否決される。そのため1898年末以降、警保局は第13議会(1898~99年)へ向けて再び治安警察法案の再統合に着手し、第14議会にて治安警察法が成立する(1900年)。

当該期の治安立法については、資本主義の離陸に随伴する初期社会主義運動への対応という側面が注目されてきたが、一連の法案には必ず「徘徊浮浪」者への対応策も盛り込まれていた点にも注意が必要である。治安警察法案(1896年)を見ると「徘徊浮浪」の行為者は、「徘徊浮浪一定ノ生業ヲ有セス又ハ平素粗暴ノ言論行為ヲ事トスル者」(第3条)と、①社会経済的な理由(「一定ノ生業ヲ有セス」)と②政治的な理由(「平素粗暴ノ言論行為ヲ事トスル」)の2類型に分別される。<sup>18)</sup>本条に基づく命令違反には11日以上4ヶ月以下の重禁固、または2円以上30円以下の罰金が想定されたが、これは従来の違警罪よりも重い。

もちろん壮士や社会主義者が想定される②が警保局の主眼であったことは疑いなく、当該期の警保局にて政策立案に携わった内務官僚・有松英義も、立法目的は一義的には「公安保持」にあるとしている。<sup>19)</sup>しかし他方で有松は、周到にも同条の作用として「公費救助ノ煩ヲ免ル」点にも言及していた。すなわち①についても「転々漂泊東西出沒甚タ制御シ難キハ則チ此輩ノ特色」であり、ゆえに「或ハ之ヲ本籍ニ送還シ、或ハ一定ノ居所ヲ指定シ、或ハ漫リニ旅行移転スルコトヲ制限スル」ことが必要と説明されるのである。「徘徊浮浪」行為を警察権にて管理することで、社会運動への対応に加え「公費救助」の負担軽減、すなわち「行き倒れ」対応に要する行政コスト削減が見込まれていた。同条には「本人ヲ誘掖シテ良民ニ化セシメ」「社会公衆ノ煩累」除去する効果が期待されたのである。

ところが、貴族院における治安警察法案審議の過程では、まさにこの第3条が議論の焦点となった。保安条例(1887年)、また予戒令(1892年)第1条1項の規定する「一定ノ生業ヲ有セス平常粗暴ノ言論ヲ事トスル者」と本案の規定する「徘徊浮浪」との関係が問題視されたのである。予戒令が意図した政治的理由に基づく「徘徊浮浪」に、社会経済的な理由に基づく「徘徊浮浪」をも複合的に含意させようとした有松の目論見は挫折し、貴族院特別委員会は同条から「徘徊浮浪」の文字を削除した。<sup>20)</sup>

さらに予防的な見地から人の移動を制限するという発想それ自体も問題視された。1896年3月6日の同法案第一読会での兒玉淳一郎(大審院判事、貴族院勅撰議員)による法案批判は重要な論点を含んでいる。<sup>21)</sup>

此三条ハ実ニ酷イ残酷ナ法ヲ設ケラレタモノト思ヒマス。先ヅ第一ニ申シマスレバ、コノ人ノ居所ヲ制限スルト云フ事杯ハ容易ナラヌ事、是マデノ予戒令ニモサウ云フ事ハナイ。〔中略〕制限ト云フ文字ハ、之ヲ解釈スルニハ解釈ノ仕方ニ依ッテハ一定ノ場所ヲ指定スル事ニモ為リマス。〔中略〕併ナガラソレモ刑事ノ罰ナラバ仕方ガナイガ、是ハ刑事ニ触レル前ノ事デアアル、サウ云フ悪イ事ヲサセナイヤウニ予防ノ方法デアアル。

兒玉は、後年の改訂治安維持法(1941年)で採用された予防拘禁制度にもつながる発想の危険性を指摘するとともに、警察権による予防措置としての居所の制限が、裏を返せば居所の指定、すなわちこれも後年実現してしまうハンセン病患者の隔離といった対応をも招来する可能性を見通しているのである。

結局、貴族院は治安警察法案を否決した。そこで有松は1896年11月、第10議会へ向けて「政治上ノ取締」という目的と社会問題への対応を分離し、後者に特化した浮浪者取締法案を策定した。同法案の理由書で有松は次のように述べている。<sup>22)</sup>

浮浪者取締法ハ全ク予戒令ト異リ執行官ノ認定ヲ以テ処分ヲナサシメス必ス一定ノ事実ヲ挙ケテ之ニ対スル処分ヲ為サシメ、而シテ其目的タルヤ政治上ノ取締ヲ主ト為サス、専ラ乞丐其他無頼無産ノ徒ニシテ徘徊浮浪、動モスレハ窃盜賭博暴行脅迫等刑法上ノ犯罪人トナルヲ防止シ其居所ヲ定メシメ其生業ニ従ハシメ、已ムヲ得サルトキハ強制シテ一定ノ労役ニ服セシメ、以テ之ヲ誘導感化シ帰善ノ念ヲ起セシメント欲スルニ在リ。

このように、「乞丐」を含む「無頼無産ノ徒」の「徘徊浮浪」する身体を対象として、強制力を以て居所を定め、授産を行い、必要とあらば強制労役を課すという同法案の骨子からは、移動する住民の管理と「誘導感化」に対する有松ら内務官僚の強い意志を読みとることができる。内務省警保局は、第2期の復籍規則体制の解体で不可能となった行為主体を対象とする統制の復活を企図していたといえる。

ドイツをはじめとする欧州の社会政策に学んだ有松の議論は、資本主義化の進展に伴い析出されるルンペンプロレタリアートへの対応が射程に入っていた。第2期に行政コストの軽減を目的として警察に委譲された「徘徊浮浪」への対応は、第3期から4期にかけて社会政策の色合いを強くし、治安立法と組み合わせられ強権的な手法での解決が検討されたのである。

ただし、この法案は議会提出には至らず、実際に第14議会で成立した治安警察法(1900年)は「公安保持」を目的とする立法となった。第9議会での蹉跎の経験から、社会問題は立法措置ではなく行政への委任で対応する方針になったと推測される。そのため「徘徊浮浪」対応には、従前より「仮令犯則者アルモ可成丈説諭シテ、将来ヲ戒ムルヲ主旨トシ、到底説諭ノ効果ナカルヘキ場合ニ於テ始メテ即決処分ヲ様致度」<sup>23)</sup>と「誘導感化」的に運用されていた違警罪が引き続き活用され、さらに1908年以降は警察犯処罰令に規定された行政罰に委ねられることになる。

### 3. 「徘徊浮浪」と「癩」との交錯

明治41年内務省令第16号警察犯処罰令は、新刑法の制定(1907公布、翌年10月1日施行)に伴い違警罪を定めていた旧刑法が失効するため代替措置として制定され、新刑法の施行とともに発効した。第1条第3号に規定された浮浪罪に対する処分は、旧刑法の際と同じく違警罪即決令(1885年)に基づく警察署長の判断による即決処分であり、拘留刑の日数は30日未満と違警罪よりも厳罰化された。

そもそも従来も違警罪の成立要件は広く解釈される傾向にあり、なかには対象外であるはずの「一定ノ住所職業ヲ有スル者」も現場の署長が「浮浪罪者」とみなして「処断」し「正式裁判ノ結果無罪ヲ言渡サル、ノ類」も発生しており、その運用方法について警保局が現場に注意を促すこともあった<sup>24)</sup>。警察犯処罰令の運用も同様の傾向にあり、施行翌年の1909年に即決処分を受けた人数は、第1条第3号(徘徊)違反が25,775人(うち拘留25,758人)、第2条第2号(乞食)違反が532人(うち拘留290人)となっている。第1条第3号に基づく処分者数は交通妨害(82,395人)と猥褻(28,639人)に次ぐものであった<sup>25)</sup>。同号が警察権の融通無碍な適用に威力を発揮した事実は、「警察の正宗」<sup>26)</sup>という俗称からも看取される。

このように日露戦後には、①「徘徊浮浪」する人びとへの能動的対応が、社会政策の一環として新たな法的根拠のもと行政警察活動として遂行されるようになった。さらに、それと同時に「徘徊浮浪」は、②新たに伝染病として認知された「癩」との関わりにおいて注目され、「徘徊スル行旅患者」の存在が社会的に可視化されるようになる。このように、従来の「徘徊浮浪」をめぐる社会意識に①②の観点が加わった点に第4期の画期性を見出すことができよう

すでに第1回国際らい会議(ベルリン、1897年10月)を契機に、ハンセン病はらい菌による伝染性疾患であるとの認識は共有されつつあった。第23議会貴族院における1907年法の法案審議で内務省地方局長・吉原三郎は、ハンセン病は伝染病ではあるが急性ではなく慢性疾患といえる性格を持ち、その点でハンセン病はコレラやバクテリアと性格が異なるが、問題は患者が「神社仏閣或ハ公園等ニ徘徊」し「病毒ヲ伝播スルノ虞ガアル」点にあると説明している<sup>27)</sup>。また同法施行後の地方官会議(1907年4月11日)において内務大臣・原敬は、「癩病の如き其伝染病たるを認めたる以上は予防上相当の方法を設けざるを得ざるのみならず、救養者なき病者に対しては国家は相当の処置を執るを要するを以て、茲に癩予防法の制定を見たる次第なり」<sup>28)</sup>と説明している。立法時における1907年法の主眼が伝染源と目された「徘徊浮浪」する患者——「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」(第3条)への対応にあることは明らかである。

そのため同法の運用に際しては、必然的に「病毒ヲ伝播スル」と目された「徘徊スル行旅患者」の炙り出しが要請されることになる。立法参考用と推定される1905年の内務省調査の項目には、「神社仏閣其他路傍ニ徘徊スル行旅患者数」「一定ノ居所ヲ有スルモ療養ノ資力ナシト認ムル患者数」「比較的多く患者ノ土着若ハ集合セル部落数」「同上部落戸数」「同上ノ人口」「同上患家ノ数」「同上患家ノ人口」が掲げられている<sup>29)</sup>。同調査によると「神社仏閣其他路傍ニ徘徊スル行旅患者数」は合計37,431人、うち愛媛県は26,210人、次い

で静岡3,009人であった。

ただし、1907年法の貴族院審議において内務省衛生局長・窪田静太郎は同調査の数字について、「是ハ確ニ同一ノ人ヲ……詰リ地方庁カラ警察署ニ命シ、警察署ガ巡查ニ命ジマシテ調べマシタ場合ニ、同一ノ者ヲ数箇所デ記入シタ、算入シタト云フヤウナ結果、スクナッタモノト見エマス」「殆ド参考ニナリマセヌ」と不備を認めている<sup>30</sup>。ハンセン病患者数の初の全国調査結果として知られる同調査だが、重視されるべきは数字の多寡ではなく、むしろ内務省がハンセン病の患者一般ではなく「徘徊スル行旅患者」の存在を標的としており、そのような患者の把握を警察が担っていた点にある。社会問題に起因する「徘徊浮浪」対応を担った警察は、同時に「徘徊スル行旅患者」対応の担い手でもあった。

そもそも貧困と「癩」、「徘徊浮浪」との関係は、内務省内でも認識が分かれていた。窪田衛生局長は「殊ニ貧困ノ生涯ヲ致シテ居ル者、衆人群居シテ下等ノ生活ヲ致スモノハ、此伝染ガ割合ニ多イノデアリマス」と因果関係を認める一方で、吉原地方局長は「癩」は必ずしも貧困とは関係ないが、発症により「大抵其土地ニ居ルコトヲ名誉ノ上カラ嫌ヒマシテ、乞食同様」になると述べている<sup>31</sup>。

一方で、一致して問題視されているのは「徘徊スル行旅患者」の存在である。具体的な課題は、例えば衆議院における1907年法審議で衆議院議員・西山彰（元観音寺町長、政友会）が「熊本トカ、四国トカ云フトコロハ、四国デ八十八箇所ガアル、熊本デハ清正公ガアルト云フノデ、祈念ニ行クト云フノデ各府県皆寄ッテ来ル、ソレハドウ云フコトニナリマスカ<sup>32</sup>」と質問したように、「神社仏閣其他路傍」のなかでもハンセン病患者が集まる特定の地域や場所があるのであり、そこでいかに彼ら・彼女らの本籍地を特定し、「扶養義務者」を探索し、もしくは「療養所」に送出するかであった。

①「行き倒れ」＝行旅病者の場合とは異なり「徘徊スル行旅患者」＝ハンセン病患者には、警察が主体となって対応した。①への対応の根拠法令は行旅病人及行旅死亡人取扱法、②は1907年法である。まず発見後の基本対応は、①は軽快後の自力出立または扶養義務者による引き取りとなる。②は療養所への収容または扶養義務者による引き取りである。次に「救護」責任の所在は、①では「行旅病人ハ其ノ所在地市町村長之ヲ救護スヘシ」（第2条）とあるように市町村にあるのに対し、②では1907年法施行規則によるとまず警察、次いで市町村長となっている。すなわち医師の届け出先は「患者又ハ死骸所在地ノ警察官署」であり、「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」の一時的「救護」の担い手は「警察官署又ハ市町村長」とされた。さらには、罹患の疑いある者の強制検診を決定する職権者も「警察官署」であった<sup>33</sup>。

このように同じく「徘徊浮浪」する人びとであっても、「行き倒れ」と「徘徊スル行旅患者」では対応の担い手が異なっていた。ただし「徘徊浮浪」を日常的に監視するのは、地域社会の隅々にまで触角を伸ばしていた警察の役割である。1900年代後半に「徘徊浮浪」する人びとへの能動的対応が警察力を活用した社会政策の一環として遂行されるようになると同時に、伝染病たるハンセン病の媒介者として可視化された「徘徊スル行旅患者」への対応もそこに交錯し、住民の移動管理は行政警察活動の一環として日常化していくのである。

## おわりに

以上で検討したように、治安法制をめぐる議論では、「徘徊浮浪」する人びとの扱いが一つの焦点であった。内務省警保局は「社会公衆の煩累」を除去し、また「公費救助」の負担を軽減するために、予防措置として居所の制限も検討していた。立法の過程で「徘徊浮浪」対応は治安法制から切り離され、行政処分には委ねられたが、運用に際しては「誘導感化」的性格が強く残存し、また現場の裁量権も大きく認められた。

治安法制の整備と同時に進められた「癩予防」を目的とする立法過程でも、「徘徊スル行旅患者」は問題視され、全国的な人数把握も初めて試みられた。治安法制では見送られた居所の制限も、「徘徊スル行旅患者」に対しては療養所への収容という形で実現する。その点で1907年法の制定は、1900年代の「徘徊浮浪」をめぐる社会意識を先鋭的に示すものであったといえよう。

四国遍路には、警察が主体となって「誘導感化」すべき「浮浪罪者」、そして「救護」すべき「徘徊スル行旅患者」が含まれており、「遍路狩り」にあたっては取締対象者の性格を腑分けする必要があった。最後に、高群逸枝『娘巡礼記』の記述を用いて警察による「遍路狩り」のワークフローを確認しておこう。

1918年10月23日に愛媛県八幡浜町の木賃宿で高群は同行の老人とともに「遍路狩り」に遭遇する。巡查2

人から「老人と娘? そうか。ちょっと来いといってくれ」と宿の1階に呼び出された高群と老人は、まず「ナニこの娘? こりゃお前の孫か。原籍氏名を述べろ」「実はこう米が高くちゃ遍路が可哀想だというのでその筋から幾分かずつ給付金を出される事になったがお前は何か修行してやって来たというのか。それであつたら遠慮無く申し出るが好い。どうだ」と尋問される<sup>64</sup>。これは行政警察活動としての職務質問であり、原籍氏名の聴取、「修行」(=乞食行為)の有無が確認されている。

ここで老人は旅費について巧妙に「電報為替」の話題を持ち出すことで居所と資産の所在を示唆し、警察犯処罰令違反を回避した。もしここで徘徊(第1条2項)や乞食(第2条2項)に該当すると判断されれば警察署への拘引が待っていたであろう。引用箇所直後にある記述——「留置場へひかれた」という「盲女の遍路さん」の場合はこれにあたる。また、もし高群と老人が行旅病者と認定されれば発生地たる八幡浜町長の責任において「救護」が必要となり、ハンセン病の疑いありとされれば警察官署の責任において強制検診、「救護」が実施された。高群と老人の場合は救護者があると判断されるので療養所への収容ではなく自宅での「療養」となったであろう。

ただ、『娘巡礼記』の記述で気になるのは、人びとが「捕つたが最後国境まで護送されて追っ払いとなるのだ」と話している点である。国境=県境までの護送と追放は、復籍規則体制のもとでは法的根拠を有したが、第3期以降の法体系では規定されない対応である。これは四国4県の警察部による独自対応の存在を示しているのか、それとも遍路たちの間で伝承されていた1880年代以前の経験なのだろうか。近代日本社会におけるハンセン病患者を含む「徘徊浮浪」する人びとに対する社会意識を考察するうえで、四国遍路は多くの材料を提供する。行政対応の具体例や地方偏差の有無も含め、遍路その人の歴史的経験に即した検証が今後の課題である<sup>65</sup>。

## 【註】

- (1) 以下で用いる史料には差別表現もみられるが、不当な差別や偏見の非合理性、非人道性を歴史的事実として正しく理解し、それらを克服すべく、引用・例示に際してはそのままとしている。
- (2) 例えば、藤野豊「無らい県運動の概要と研究の課題」(無らい県運動研究会編『ハンセン病絶対隔離政策と日本社会』六花出版、2014年)参照。
- (3) 愛媛県HP「ハンセン病の歴史1」(<https://www.pref.ehime.jp/h25500/4404/rekishu.html>) 2024年1月7日最終閲覧。
- (4) 代表的な研究として、猪飼隆明『近代日本におけるハンセン病政策の成立と病者たち』(校倉書房、2016年)が挙げられる。
- (5) 「質問ノ理由ニ付き根本正君ノ演説」(『官報』号外「第十三回帝国議会衆議院議事録第四十一号」、1899年3月3日)。
- (6) 1899年3月7日付西郷従道「衆議院議員武市庫太外二名提出癩病患者及乞食取締ニ関スル質問ニ対スル答弁書」(『官報』号外「第十三回帝国議会衆議院議事速記録第四十六号」、1899年3月10日)。
- (7) 「警察命令及行政執行法案」(「近代立法過程研究会収集資料紹介(二二)有松英義関係文書(9)」『国家学会雑誌』第87巻11・12号、1974年11月)。
- (8) 小川政亮「行旅病人及行旅死亡人取扱法」(日本社会事業大学救貧制度研究会編『日本之救貧制度』勁草書房、1960年)、また廣川和花『近代日本のハンセン病問題と地域社会』(大阪大学出版会、2011年)参照。
- (9) 1907年3月18日付法律第11号(『法令全書』明治40年、9~11頁)、同年8月3日付勅令第284号「明治四十年法律第十一号施行規則ノ件」(同367頁)。
- (10) 本節の記述は、特に註記の無い場合、拙稿「近世・近代移行期における人の国内移動管理と四国遍路」(『部落問題研究』第235輯、2020年)に拠る。
- (11) 1877年11月28日付「犯罪決放并脱籍無産ノ者其本籍マテ送テマテ廃スル儀伺」(『公文録』明治10年8巻)。
- (12) 1878年1月28日付内務省伺(『太政類典』第3編30巻「逃亡失踪ノ者六箇月毎ニ模様申立三十六箇月後永尋申付ノ例規ヲ廃ス」)。
- (13) 1908年9月29日付内務省令第16号「警察犯処罰令」(『法令全書』明治41年、317~320頁)。
- (14) 『警務要書』(内務省警保局、1885年)429~432頁。
- (15) 1880年7月17日付太政官布告第36号「刑法改定」(『法令全書』明治13年、159頁)。

- (16) 1881年12月28日付愛媛県布達甲第282号「違警罪条目」(愛媛県立図書館蔵『愛媛県布達達書』明治14年M03-2-50~57)。
- (17) 萩野富士夫「治安警察法と初期社会主義運動」(「社会民主党百年」資料刊行会編『社会主義の誕生—社会民主党100年』論創社、2001年)。
- (18) 「近代立法過程研究会収集資料紹介(一七)有松英義関係文書(4)」(『国家学会雑誌』第86巻9・10号、1973年11月)。
- (19) 「近代立法過程研究会収集資料紹介(一八)有松英義関係文書(5)」(『国家学会雑誌』第86巻11・12号、1973年12月)。なお有松の略歴は、「有松英義の政治的生涯」(「近代立法過程研究会収集資料紹介(一四)有松英義関係文書(1)」『国家学会雑誌』第86巻3・4号、1973年6月)参照。
- (20) 「治安警察法案第一読会ノ続」(『官報』号外「第九回帝国議会貴族院議事速記録第二十八号、1896年3月6日)。
- (21) 「治安警察法案第一読会ノ続」(『官報』号外「第九回帝国議会貴族院議事速記録第二十九号」、1896年3月7日)。
- (22) 「近代立法過程研究会収集資料紹介(一九)有松英義関係文書(6)」(『国家学会雑誌』第87巻1・2号、1974年1月)。
- (23) 1903年11月16日付秘甲第167号庁府県長官宛〔警保局長〕訓令「違警罪取扱ノ件」(内務省警保局編『行政警察例規集』警察協会、1931年、733頁)。
- (24) 同上。
- (25) 「第二一九表 警察犯処罰令違反即決処分及正式裁判件数人員」(『日本帝国第三十統計年鑑』内閣統計局、1911年、460~461頁)。
- (26) 村上又一『警察犯処罰令研究』(帝国講学会、1927年)34頁。
- (27) 「第二十三議会帝国議会貴族院癩予防ニ関スル特別委員会議事速記録第一号」(1907年3月5日)。
- (28) 「原内務大臣演説要旨」(大霞会編『内務省史』第4巻、原書房、1980年、352頁)。
- (29) 『群馬県ハンセン病行政資料調査報告書』(群馬県健康福祉部保健予防課、2015年)12~13頁。
- (30) 前掲註27「第二十三回帝国議会貴族院癩予防ニ関スル特別委員会議事速記録第一号」。
- (31) 同上。
- (32) 「第二十三回帝国議会衆議院癩予防ニ関スル法律案委員会会議録(速記)第二回」(1907年2月20日)。
- (33) 1907年7月20日付内務省令第19号「明治四十年法律第十一号施行規則」(『法令全書』明治四〇年、318~320頁)。ただし費用負担の順序については①②とも共通しており、本人→扶養義務者→「救護」地を管轄する道府県とされた。
- (34) 高群逸枝『娘巡礼記』(岩波文庫、2004年)267~270頁。
- (35) この点について大本敬久氏は、ハンセン病患者で遍路を体験した人物の手記の分析を提言している(同「四国遍路とハンセン病」愛媛近代史文庫例会報告、2023年4月30日)。

中川未来「法律第 11 号「癩予防ニ関スル件」(1907 年) の位置付け」  
(『四国遍路と世界の巡礼』第 9 号、2024 年)

< 正誤表 >

50 頁 4 段落目 1 行目

(誤) 「徘徊スル行旅病患者」 = ハンセン病患者には、

(正) ② 「徘徊スル行旅病患者」 = ハンセン病患者には、